

宇治市議会基本条例(素案)へのご意見の内容とそれに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
1		前文の第3段落。「…日本国憲法を」のつぎに、「尊重し」。「遵守」につづけて「する義務を負うことを自覚し、」と補筆する。	よりご理解いただきやすくなるよう表現したいと考えます。	「遵守」につづけて「する義務を負うことを自覚し、」と加筆します。
2	前文	前文の第3段落。「誇りを持ち、」につづけて、「すべての市民に等しく、恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利を保障することに貢献し、」を挿入。	前文で「日本国憲法を遵守」と規定しているので、その中に含まれると考えます。	原案のとおりとします。
3		宇治市議会基本条例のミッションに関して、前文では、「議会の基本理念を定め」とありますが、内容では「目的」として「市民福祉の向上及び市政の発展に寄与」は掲げられていますが「基本理念」はどこに書かれているのでしょうか。(なぜ今この条例を制定するのか「基本理念」を明示する必要はないでしょうか)	普遍的な前文にするという意図があり、時代背景などを極力抑えた表現としています。	原案のとおりとします。
4		前文及び第1条	前文及び第1条に関して 「市政の発展に寄与し」を「市民生活の安定と向上」に修正。 (理由)「市政の発展」という曖昧な表現でなく議会、議員の市民の代表である役割をより明確にすること。	ご指摘の内容は「市民福祉の向上」に含まれていると考えます。「市民福祉」は、いわゆる「福祉」という枠を超えて市民生活の充実全般を指す言葉として使用しています。
前文にも第1条(目的)にも「市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とすることが謳われていて、「市民福祉の向上」と「市政の発展」が同格に扱われていますが、「市政」の中身は何なのでしょう？ (「市民福祉の向上」は、「都市基盤の整備」、「地場産業の振興」、「人権の擁護」、「教育の振興」、「青少年の健全育成」、「市民文化の興隆」、「体育の振興」等々と同様市政を構成する項目の一つなのではないでしょうか?) 従って、ここの表現は、単に「市政の発展に寄与する」か、あえて「市民福祉の向上」を入れたいのであれば、「市民福祉の向上を始めとする市政の発展に寄与する」としてはいかがでしょうか？				
5	第2条第1項	第2条 市政の運営を監視するのは市会議員ではない。 市長や市会議員、職員を監視するのは市民である。主権在民。上から目線である。	市政を監視するのは市民ですが、市民の代表として議員が市民の立場から監視することは、その機能の一つだと考えます。この項は市民による市政監視と矛盾するものではないと考えます。	原案のとおりとします。

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
6	第2条第1項	第2条 市政の運営を監視するものとする。のところ第9条とも関連して評価することも必要と考えます。	ご提案のとおりと考えます。第2項で、市民の多様な意見の反映、政策の提言について定めています。	
	第2条第1項及び第2項	第2条第1項は、議会の役割を定める意図なのでしょうが、しかし第2項も役割を定めています。第2条各項の脈絡からすれば、第1項は当然議会の権能を定めるべきでしょう。「監視」という表現は、議会の権能を縮小・限定しようとする動きがある今、まるで宇治市議会までこの発想に同意するかの印象を受けます。いずれにせよ、現行法に照らし、法律論として「監視」という概念では議会の権限の全てを現し得ず、再考されるべきでしょう。		
7	第2条第1～4項	第2条(議会の活動原則)で、「議会」は、自覚し、監視する、尊重し、自ら立案し、提案する、活動に取り組む、目指し、情報公開に取り組む、責任を果たす、絶えず見直しを行う、等々人格を有する表現をしています。通常このような(議会が人格を有するような)表現をするものでしょうか？特に、自覚し、尊重し、目指し等意識に係る表現には違和感があります。(地方公共団体は、地方自治法第2条に「地方公共団体は、法人とする。」とされており、法人格を有するのですが、その議会もまた法人格を有する定めがあるのでしょうか？第6章(議会)にはそのような定めは見当たりませんが。)	議会に法人格の定めはありませんが、議会を一つの総体として表現しています。こうした表現は、関係者や機関の理念を明らかにする表現方法の一つと考えます。	
8	第2条第2項	第2条第2項の「市民と一緒にまちづくりの活動に取り組む」という表現にも大いに疑問があります。説明会では「まちづくりの活動」を最広義で使っているとのことでしたが、用語法としてはやはり無理があります。地方自治法の用語法に従って「住民の福祉の増進」とするのが妥当だと考えます。	「まちづくり」はソフト面、ハード面両方の概念を持つものとして、また、市民との協働に最もなじむ言葉であるとして使っています。	
9	第2条第3項	第2条の3に、「…を目指し」につづけて、「本会議や委員会の傍聴を要請し、」を挿入。	多数の市民の傍聴を願うものですが、要請するものではないと考えます。	
10	第2条第4項	第2条の4に、「傍聴のきまり」を追加。	「傍聴のきまり」は「宇治市議会傍聴規則」に基づくものであり、必要に応じて見直しを行っています。	

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
11	第3条第1～5項	第3条(議員の活動原則)の表現は、第1項から第4項まではいずれも「…なければならない。」とされており、第5項のみ「…ものとする。」とされるのはいかにも不自然で、第5項も義務として表現するのにより自然な「…説明責任を果たさなければならない。」とすべきと考えます。	ご提案のとおりと考えます。	ご提案のとおり変更します。
12	第3条第3項及び第5項	第3条の3及び5 議会の議決又は運営について経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。市民に説明し理解を求め協力してもらう努力する。反対住民の先頭に立って運動活動してはならない。	いただいたご意見の前半については、第2条第3項などで規定しています。後半については、議員活動を拘束すべきではないと考えます。個々の議員の活動への評価は選挙などを通じて市民により個別にされるべきだと考えます。	ご意見として伺います。
13	第3条第5項	議員の活動原則において、「議員は自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たす」とありますが、具体的にどのような方法で市民への説明責任を果たされるのでしょうか。	具体的な内容については、各議員の判断で行うものと考えます。	ご意見として伺います。
14	第4条	<p>会派についての用語の意義の記載がしていただければ何をもって会派というのか？</p> <p>議員活動、会派について 第4条について ・地方議員は、有権者の投票によって直接選出されている。議員活動を行うために会派を構成することは認められるが、議決に当たって、会派として党議拘束をかけるのは誤りであると考え。この点を盛り込むべきと考える。</p> <p>第4条(会派)に突然、「…会派を結成することができる。」と「会派」なるものが出現しますが、どこにも会派の定義が無いので、唐突感と違和感を覚えます。「市長等」と同様にぜひ定義を入れるようにしてください。</p>	<p>宇治市議会会派規定において、「会派とは、2人以上の所属議員を有する団体をいう。」と定めています。</p> <p>党議拘束は定めていません。</p>	原案のとおりとします。
15	第5条第1項及び第7条第2項	第5条(市民との情報の共有)第1項と第7条(議会と市民との連携)第2項は重複しているように思えます。従って、第5条と第7条は統合して、「議会と市民との連携」の1項として「情報の共有」を位置付けたらよいのではないのでしょうか？	誤解を招く表現だと考えます。	第5条の見出しを「市民参加と情報の共有」とし、第7条の見出しを「議会活動の報告及び市民との意見交換」にします。第7条第1項を、第5条第4項とします。第7条第2項を第1項とし、「議会は、市民と議会のつどい等の開催により市民への議会活動の報告及び意見交換をするよう努めるものとする。」とします。

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
16	<p>第5条第3項</p> <p>第6条</p>	<p>住民参加を強化について 第5条3項「努めるものとする。」を「設ける。」 (理由)努力規程でなく、義務規程とし住民意見を議員、議会が直接に聴くことにより住民参加の強化に努める。</p> <p>市民との情報共有 第5条第3項について ・「議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聞く機会をもうけるよう努めるものとする」ではなく、「議会は、…機会をもうける」とすべきである。</p> <p>第6条について ・「委員会は、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする」ではなく、「委員会は、…活用するものとする」とすべきである。</p>	<p>今までも請願者の意向に沿うよう努めており、これからもその方針です。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
17	<p>第3章 (第5～8条)</p> <p>第7条</p> <p>第7条第2項</p>	<p>議会の情報公開について 議会だよりなど、以前より、紙面に工夫がされたり、一定の改善が図られているものと思います。私のような議会に関心があるものでさえ、又身近に関係者がいるのもでさえ、地元紙から情報を得て市の現状を把握しているのが現実ですが、一般の方々は、全くと言っていいほど何が行われているのか、わからないのではないかと思います。実際に議会の情報をいかにして、市民に伝えるかどうかではないかと思います。(議員の政治活動では、好き勝手に本意ではない内容が伝えられてしまう事が多々あるので)そこで、議会の情報公開については、定期的に、各地域(コミセン等)で、議会報告なり、住民参加型の公聴会、タウンミーティングなどを計画することも必要ではないかと思います。</p> <p>第7条について、「市民参加議会」の開催と市内学区への出向いは「出前議会」の開催など、具体的に明記すること。</p> <p>「議会と市民との連携」において、「市民と議会のつどいの開催」が例示されていますが、具体的にどのようなようにして「市民と議会のつどいの開催」をされるのでしょうか。開催について市民意見が反映される機会はあるのでしょうか。</p> <p>第7条2市民と議会のつどいを毎月開催する。議会開催月は必ず。</p>		

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
18	第9条	「市長等と議会の関係」において、「事務執行の監視及び評価を行う」とありますが、「評価」は具体的にはどのように行うのでしょうか。それを市民に向けてどのように情報提供されるのでしょうか。	評価は本会議の審議、一般質問及び委員会審査等で行い、議事録をホームページや書面等で公開しています。	ご意見として伺います。
19	第10条	第10条(市長等による政策等の形成過程の説明)のカッコ内文言は、条文の内容を表しておらず、かつ、長過ぎるように思えます。従って、カッコ内文言は、「市長等による提案説明」で足りると考えます。	ご提案のとおり、条文のタイトルとしては長いと考えます。	第10条の見出しを、ご提案の「市長等による提案説明」に「等」を付けた「市長等による提案説明等」とします。
20	第10条第1項第1～5号	第10条は、皆様が大いに工夫された様です。「市民生活に重要な影響を与える」政策等について議会の関与を一層強化したいとの皆様の熱い思いをたのしく、嬉しく思います。しかし1号から5号までの各事項は、元々、基本的には理事者が提案に際して一般的に行うべきものであって、何ら特別の説明責任とはいえないものではないでしょうか。逆にいえば、やや意地悪い見方になりますが、「重要な政策等」でなければ、これらの説明は通常求められてはいないのでしょうか？ 市民にこんな印象を与えないためにも、また皆様の強い意気を示すためにも、「公聴会」の開催を追加されたら如何でしょうか。市民目線からすれば、その方がより積極的な印象を受ける様に思われます。	「公聴会」の開催については、第6条で定めています。	第10条第1項中「市民生活に重要な影響を与える」、「重要な」及び同項第1号中「重要な」、同条第2項中「重要な」を削除します。
21	第10条第2項	同じく第10条第2項の「…における論点及び争点を…」とありますが、「争点」は誰と誰の争いなのでしょう？単に「…における論点を…」で足りると考えます。	ご提案のとおりと考えます。	ご提案のとおり変更します。
22	第11条	これまで何度か議会を傍聴して感じたこと(第11条に関連して) 対理事者との質疑に終始しているように感じました。提案された議案に対して各会派の賛否に対して、どのように考えで賛成・反対するのかを議員間で論議することにより提案に対してのここの議員・会派の賛否の責任をより明確にすることができるのではないかと感じました。そのためにも議長が事務局の作成した議事進行メモを棒読みにして議事の運営をするのでなく議長としての議会運営に努める資質が試されると思います。(議長のたらい回しの回避にもなればと願います。)	議員間の論議も活発に行っていきたいと考えます。	ご意見として伺います。

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
23	第12条	その精神からして、第12条の政務調査費の別枠支給は不要であり、原則自費(議員報酬)の中から支出すべきものとする。一般のサラリーマンにしろ自営業者にしろ、自己の活動、能力向上の費用は一定の給与、報酬の中から支出しており、議員が特別に政務調査費なるものを別枠受給していることが甘い体質を生んでいる。 特別に何か必要やむ得ず調査費用が発生する場合は、個別に審査し妥当と認められるもののみ支給することとすべきである。	政務調査費は、議員報酬とは別に地方自治法に、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として定められています。	
24	第12条第1項	第12条の「積極的に」は「調査研究を」の後ろにもってくる。	ご提案のとおりと考えます。	
25	第13条第1項	議員定数に関して「議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、「市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない」とされていますが、誰がどのようにして判断するのでしょうか。市民との意見交換や住民投票のような制度化は、想定されているのでしょうか。	市民と議会をつどい等により広く市民の意見を聴取し、その意見を参考に議会で論議します。議会基本条例の中に住民投票は想定していません。	
26	第13条及び第14条	第13条、第14条について： 素案の議員定数、議員報酬に関する部分は、「議員の既得権は守る」「現状はできるだけ変えない」と書いてあるに過ぎない。議員定数、議員報酬とも、適正レベルかどうか検証を怠らず、必要最低限に維持すべく努力することこそ市民に対する議会の責務である。現状固定を念頭に置くような条例は却って有害である。	現状を固定することなく、絶えず検証することが必要だと考えます。	
27	第14条	第14条の議員報酬についても、議員の生活保障の意識のみ強く、市民の目線での感覚に欠けるものとする。よって第14条は、議員報酬は社会経済情勢、本市の財政状況、市民税納付者の平均所得等を勘案し定めるものとする。とすべきであるとする。	議員報酬は多面的に論議するとともに、市民の理解を得られるものでなければならないと考えます。現状、宇治市議会議員の報酬は、「特別職報酬等審議会」の答申を受けて決められています。	
	第14条第1項	第14条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等勘案しつつ、他市の議員報酬を削除し、宇治市の市民生活、市民所得を挿入する。		

ご意見として伺います。

ご提案のとおり変更します。

ご意見として伺います。

ご意見として伺います。

原案のとおりとします。

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
28		議会の体制整備について、市政の課題に関して「学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置」できるとされていますが、市民の参加も想定されていますか。	想定しています。	ご意見として伺います。
29	第15条第1項	第15条について： 「学識経験を有する者」の「もの」＝「物」であり、目上の人間が目下の人間に対して、「その者」と呼び、あるいはへりくだって「私はこういう者でございます」というように使う。明治の政治家や役人が、民間人を見下し、自分達の権威を高めるため、法律等に「～の者」と使った。最近では、この表現を避ける政府機関や自治体も徐々にではあるが増加しつつある。学識経験のある方々に調査をお願いするのに「者」呼ばわりは不適切である。 そう書いている最中、この様式にも「その他利害関係を有するもの」と書いてあることに気付いた。議会の職員までが市民を見下した無礼な物言いが習慣になっている。	法律用語として使われてきた例を踏襲したのですが、ご指摘のような感情を考慮したいと考えます。	「学識経験を有する者」を「学識経験者」に変更します。
30		第15条の学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。とあるがその結果をふまえて適切な判断を行っていく。の記述も必要なのでは。	ご指摘の点は、この条文に含まれていると考えます。	原案のとおりとします。
31	第15条第2項 その他	第8章第15条2議員の政策形成。 政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修等の充実強化に努める。 行政視察はこれにもとづくものなのか？毎年何回か各委員会全員視察されている。どれだけ市政に生かされているか。 行政視察について ① 議運の視察 ② 議会だより編集委員会の視察 上記は、情報化社会の中において、以前の役割は十分果たしており、公費（費用対効果）を使用して行う必要がないものと考えうる。	行政視察そのものは、先進自治体の事例研究として有効なものと考えますが、宇治市における行政視察について、いっそう内容を精査し、市民的に理解されるものにしていく努力が必要だと考えます。	ご意見として伺います。
32	第16条	(議会事務局の体制強化)第16条 議長は、議会及び議員活動……とあるが議会はが妥当なのでは。また、体制強化に努めなければならないとあるが、体制強化及び充実にとしていただければと考えます。	地方自治法第138条の規定により、議会事務局職員の任免は議長が行うこととなっているため、このような表現となっています。後半については、一定整理が必要と考えます。	第16条の表題を(議会事務局の体制整備)とし、条文の「体制強化」を「機能強化」とします。

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
33	その他	議会基本条例(素案)について、基本的に賛成ですが議員定数と報酬は低くて安いほうが良い。 市職員の手当について、地域手当は意味不明 特殊勤務手当では不要。何故ならば、賃金が低い時に出来た経緯が有るのでは？ よって不要と思います。	ご意見として伺います。	
34		今回の意見を求められている議会基本条例が「案」でなく「素案」とされている何故なのか理解出来ません。パブリックコメントを求めて、「案」を作成するとのことと思いますが、それであるなら「素案」策定の課程の議論も開示された方がより意見が出しやすいように関しますが如何でしょうか。	より市民意見を反映させやすくするため、素案の段階でパブリックコメントを募集しました。多くの貴重なご意見をいただいたことに感謝いたします。	
35		議会は市民の福祉を積極的かつ活動的に取組むためには、先進的な施策等の積極的及び活発な議会運営が必要と考えますが、この点の記載も考慮していただきたい。	第2条、第3条、第9条から第11条などで活発な議会運営に関する規定をしています。	
36		前文の二元代表制でねじれが起きた場合の調整解決法が示されていない。 (鹿児島阿久根市議会と竹原市長。名古屋市議会と河村市長。)	2院制の国会での衆参の「ねじれ」と自治体における、首長と議会の「対立」は性格が異なると考えます。対立が起こった場合の、対処方法・解決方法は、地方自治法では、首長の専決処分や議会の解散、首長の解職などが規定をされています。	

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
37	その他	<p>・市議会は一度決まった事のむし返し(反対)多すぎる。</p> <p>※ 開浄水場の休止 府営水に切替の件。 19年6月議会から今日まで20数回質問で反対住民の立場からの質問ばかりだ、未だ解決していない。</p> <p>※ 中消防署立替、安心館に変更完成</p> <p>※ 大久保小学校と伊勢田消防分署の合築の件。その後、大久保小学校は完成したが、伊勢田消防分署は耐震強度に問題有りと言われているがほったらかしである。</p> <p>※ 保育所民間委託、学校給食民間委託等々。 市長部局は、消防本部、教育委員会、水道事業部等から上がって来たものをそのまま提案して、市長与党はそのまま賛成して決まる。そのあと住民や、関係部署や、利害関係者や反対した議員が活動する悪い流れだ。 市長部局は上がって来たものを充分吟味調査して提案すべき。 議会も提案されたら、議会として調査検討して採決してほしい。与党だから賛成、野党だから反対では困る。 決まったら、議員全員で市民、住民に説明理解を求める、努力して市民生活、市民福祉の向上、及び市政の発展に寄与すべし。</p>	<p>議会は、市政の執行をチェックする立場から、議決した事柄についても、正しい判断だったのか、修正の必要はないのか、といった議論もします。こうした議論の結果、先に議決されたことが、後に修正された例もあります。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
38		<p>議員報酬も近隣市町村では最高クラス。一人に掛かる費用では宇治市で1017万円、宮津市で167万円。 「報酬に見合う仕事をすればいいんだ」議員の発言</p>	<p>議員報酬(期末手当含む)の額は、平成21年度決算で、議員一人当たり約866万円でした。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
39		<p>「ほとんどの議会は八百長と学芸会」と言われないように。 「政策に生かせないのにあっちこち視察するのは壮大な無駄遣い」と言われない様に。</p>	<p>ご提示の記事にある「ほとんどの議会は八百長と学芸会」旨の発言は、片山総務大臣(元鳥取県知事)がご自身の経験から言われたものようですが、「議会はもっとみずからの役割を果たすために働く必要がある」旨のご指摘だととらえています。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
40		<p>まず議員は自助努力とボランティア精神をもって市民の模範となる活動をしなければならないと考える。</p>	<p>議員活動にはそういう面も必要だと考えます。実際にそうした立場での活動も数多く見られます。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
41	その他	<p>本会議や委員会について 本会議や委員会など、議論が白熱し時間が長くなる事があるので、委員会を毎月の日を決めた常会にするとか、各開始時刻を現行の10時から9時にするとか、効率性の観点から見直しを図る。</p>	<p>効率的運営のための検討は絶えず行っていくべきだと考えます。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
42		<p>議会基本条例に直接関係することではありませんが、第5章との関係で、「議会だより」の改善もお考え下さい。「結果報告」ではなく、議会でどんな議論がされたのかも市民は知りたいのです。傍聴する時間等を持ち難い主権者、市民のこの種の情報についての「知る権利」に可能な限りの御配慮を戴きたいのです。</p>	<p>平成22年8月より本会議の一般質問の様子を、インターネットで録画配信しています。さらに改善に努めるべきだと考えます。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
43		<p>市議会基本条例に関するものではありませんが市政だよりを見て驚きました。議員や議長、副議長の報酬がどうしてあれほど高額なのでしょう。貧しい中から市民税、府民税を払っています。納得がいきません。いくら住民の代表だといっても、わずか数千票のことで、しかも自分が選んだ人は一人だけです。報酬はせめて日給か時給にさせていただき、その浮いた金額で小中学生の給食の制度をもう一度、市が責任を持って行うようにして欲しいと思います。外部の業者に委託しないで栄養のバランスを考えた、成長に必要な食物を子ども達に食べさせて下さい。</p> <p>あと、市職員の勤勉手当というのが、分かりません。仕事は休まず行ってするのが最低でも必要だと思います。休んだ分減給しろとは言いませんが、「勤勉」だから余分に払うというのは？です。</p>	<p>議員報酬についてのご意見として受け止めます。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
44		<p>議会、委員会の開催日時について ・現在、議会、委員会とも平日の昼間に開催されているが、市民の参加、連携、情報共有の必要性を認識するのであれば、平日の夜間、日曜、休日の日中開催を原則とすべきである。</p>	<p>今後の検討課題と考えます。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
45	その他	条例の制定、改廃の直接請求について ・地方自治法に基づく、条例制定、改廃の直接請求が行われた場合は、代議制民主主義を補完する直接民主主義の重要性に鑑み、全有権者投票で採否を決めることを、基本条例に盛り込むべきである。		ご意見として伺います。
46		議員の定数及び議員報酬について ・議員定数を減らすことは、多様な民意の反映に逆行するので、議員定数は大幅に増やすべきである。 ・議員報酬は、勤労者の平均賃金レベルとすべきである。	議員定数、議員報酬については、市民のみなさんとともに、今後も論議していくべき課題だと考えます。	ご意見として伺います。
47		議会がこうした基本条例を制定することは積極的であり賛成である。 内容として大変よくできており、議員の方々をはじめ関係者の皆様の熱意とご努力に心から敬意を表するものです。	ありがとうございます。	ご意見として伺います。

※基本条例に関するものに限って回答させていただきましたが、貴重なご意見をたくさんいただいたことに感謝いたします。